

グリーンインフラの活用に関するワークショップ支援業務委託
プロポーザル実施要領

令和7年度

川口市

1 目的

この要領は、グリーンインフラの活用に関するワークショップ支援業務を委託する事業者をプロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 グリーンインフラの活用に関するワークショップ支援業務委託
- (2) 履行場所 川口市 戸塚地区（戸塚東1丁目ほか地内）
- (3) 履行期間 業務締結日から令和8年3月12日（木）まで
- (4) 業務内容 別紙1「グリーンインフラの活用に関するワークショップ支援業務委託仕様書」のとおり

3 実施形式

公募型

4 見積限度額

5, 5 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 スケジュール

(1) 実施要領の公表 (公募開始)	令和 7 年 6 月 1 8 日（水） ※川口市ホームページで公表
(2) 参加申込の受付	令和 7 年 6 月 1 8 日（水）から 令和 7 年 7 月 2 日（水）午後5時まで（必着）
(3) 質問の受付	令和 7 年 6 月 1 8 日（水）から 令和 7 年 6 月 2 7 日（金）午後5時まで（必着）
(4) 質問の回答	令和 7 年 6 月 3 0 日（月） ※川口市ホームページで公表
(5) 参加資格の確認結果通知	令和 7 年 7 月 4 日（金） ※電子メールにて通知予定
(6) 第一次審査（書類審査）	参加資格の確認結果通知後 から 令和 7 年 7 月 1 6 日（水）午後5時まで（必着） ※第二次審査の対象となる事業者を選定します。 ※第一次審査結果は、令和7年7月25日（金）に電子メールにて通知予定です。

(7) 第二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 7 年 8 月 6 日（水）予定 ※詳細は別途通知予定
(8) 選定結果通知	令和 7 年 8 月 7 日（木）予定 ※電子メールにて通知予定
(9) 契約書の締結	令和 7 年 8 月 8 日（金）予定

6 参加資格

次の要件全てに該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項（※）の規定に該当しないこと。

※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (2) 川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加等停止措置の期間中でないこと。
- (3) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人事業税・地方法人特別税、法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) 共同事業体として参加する場合は、次の項目によること。
 - (ア) 代表する法人（以下「代表法人」という。）を定め、共同事業体の代表者を代表法人に属する者の中から指定すること。
 - (イ) 共同事業体の構成法人は、上記（1）～（6）の参加資格を満たしていること。また、本プロポーザルに応募した共同事業体の構成法人又は単独の参加者が、本プロポーザルの他の共同事業体の構成法人となることができないものと

する。

(ウ) 参加申込み後の代表法人及び構成法人の変更は、原則として認めない。

(エ) 提出書類については、全構成法人のものを提出すること。

(10) その他業務上必要な条件等は、次の項目によること。

(ア) 過去2年間において、国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務の実績があること。

(イ) 樹木医、自然再生士の資格を有する者を配置すること。

(ウ) 生物多様性に配慮した空間（公園、民有緑地等）における計画策定業務等の経験者を有する者を配置すること。

7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式1）

イ 会社概要調書（様式2）

ウ 業務実績調書（様式3）

※会社、主任技術者の分をそれぞれ作成してください。

上記6(10)の要件を満たすように記載してください。

業務実績は、最大6件（2枚）まで記載できるものとし、それを証明する契約書等の写しを添付してください。写しは、業務名、契約金額、契約当事者が表記されている部分のみで構いません。

エ 配置予定者調書（様式4）

※主任技術者（1人）、その他配置予定者（人数分）について、記載してください。

(2) 提出部数

正1部、副6部（正は原本、副は写し）

(3) 提出方法

持参又は郵送

（持参の場合、受付時間は開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(4) 提出期限

令和7年7月2日（水）午後5時まで（時間厳守、郵送の場合必着）

(5) 提出先

持参の場合：〒334-0011 埼玉県川口市三ツ和1-14-3

川口市役所 鳩ヶ谷庁舎3階 建設部 公園課 維持係

郵送の場合：〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1

川口市役所 建設部 公園課 維持係 宛て

(6) 結果通知方法

参加資格の確認結果通知はすべての提出者に令和7年7月4日（金）に電子メールにて通知する予定です。

8 質問回答

(1) 質問方法

質問書（様式5）に本プロポーザルに関する質問事項を記載し、「17 問合せ先」に記載のメールアドレスあてに提出してください。

メールの件名は「グリーンインフラの活用に関するワークショップ支援業務委託プロポーザルに関する質問（質問者名）」としてください。（電話又は口頭による質問は受け付けません。）

(2) 質問受付期間

令和7年6月18日（水）から令和7年6月27日（金）午後5時まで（必着）

(3) 回答方法

令和7年6月30日（月）に川口市ホームページで公表します。この回答は、実施要領をはじめとする本プロポーザルに関する書類の記載事項の追加又は修正とみなします。

9 第一次審査（書類審査）

参加資格の確認結果通知において、参加が認められた者は、次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式6）

イ 企画提案

※様式6別紙1に示した各項目について記載してください。各項目の細分化、項目の追加は認めます。指定様式はありませんが、簡潔で分かりやすい記述をお願いします。

ウ 見積書（様式7）

※指定様式で記載するよう求めている場合を除き、提案者を特定することができる内容の記述はしないでください。

(2) 提出部数

正1部、副6部（正は原本、副は写し）

(3) 提出方法

持参又は郵送

（持参の場合、受付時間は開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(4) 提出期限

令和7年7月16日（水）午後5時まで（時間厳守、郵送の場合必着）

(5) 提出先

持参の場合：〒334-0011 埼玉県川口市三ツ和1-14-3

川口市役所 鳩ヶ谷庁舎3階 建設部 公園課 維持係

郵送の場合：〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1

川口市役所 建設部 公園課 維持係 宛て

(6) 審査結果通知方法

審査結果通知はすべての参加者に令和7年7月25日(金)に電子メールにて通知する予定です。

10 第二次審査(プレゼンテーション審査)

第一次審査において提出した企画提案について、グリーンインフラの活用に関するワークショップ支援業務委託プロポーザル方式業者選定委員会(以下、選定委員会という。)に対しプレゼンテーションを行っていただきます。

(1) 実施予定日

令和7年8月6日(水) 予定(詳細は別途通知)

(2) 場所

〒334-0011 埼玉県川口市三ツ和1-14-3

川口市役所 鳩ヶ谷庁舎 予定(詳細は別途通知)

(3) 出席者

プレゼンテーションの出席者は4人以内とし、説明は配置予定者調書(様式4)に記載がある者が行ってください。なお、やむを得ない事情で配置予定者調書(様式4)に記載がある者が出席できない場合は、事前に理由書を提出し本市の了解を得てください。

(4) 持ち時間

質疑応答10分程度を含め、30分以内を予定しています。持ち時間は提案者の数により、変更する場合があります。

(5) その他

プレゼンテーションは提出した企画提案に沿って、提案内容の説明等を行うものとします。

プレゼンテーションで使用するパソコン・ケーブル類は提案者で用意してください。プロジェクター、スクリーン、予備のパソコンは本市で用意します。

11 評価基準

別紙2「グリーンインフラの活用に関するワークショップ支援業務委託に係るプロポーザル評価基準」のとおり

12 選定方法

- (1) 評価基準に基づき、第一次審査(書類審査)、第二次審査(プレゼンテーション審査)の選定により行います。
- (2) 第一次審査では、企画提案書等の提出書類について、審査を行い、評価合計点が上位の三者程度を第二次審査対象者として選定します。
- (3) 第二次審査では、選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行います。

- (4) 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により順位を決定します。
- (5) 各評価項目の合計評価点において、50%に達しない得点項目があった場合は、交渉権者として選定しません。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格（選定対象からの除外）とするとともに、その参加申込書及び提案書を無効とします。
 - ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - ウ 第一次審査及び第二次審査に参加しなかった者
 - エ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者
 - オ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

1.3 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者を特定後、第二次審査に参加した者全者に次の事項を書面で通知するとともに、市ホームページに掲載します。また、失格となった場合は別途通知します。

なお、優先交渉権者として特定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

- ・通知する者の得点
- ・優先交渉権者名と得点
- ・その他の参加者の名称の無い得点一覧

1.4 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合があります。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めません。

1.5 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 契約保証金は、川口市契約に関する規則第19条により契約金額の100分の10以上の納付となります。ただし、川口市契約に関する規則第20条に該当する場合は契約保証金を減免します。
- (3) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (4) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じて、適正な管理を行うものとしします。

(5) その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則によります。

1 6 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできません。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとしますが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより川口市が無償で利用できるものとします。
- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがあります。

1 7 問合せ先

川口市役所 建設部 公園課 維持係

住 所 〒334-0011 川口市三ツ和1-14-3

川口市役所 鳩ヶ谷庁舎 3階

電 話 048-242-6338

F A X 048-285-2000

メールアドレス 120.07000@city.kawaguchi.saitama.jp